

総コンにおける令和4年10月1日以降に保険関係が消滅した事業の申告書内訳の提出のしかた

総コンでは旧様式を使用するため、雇用保険関係は内訳表を添付して提出します

(PC方式) 内訳表の入力・印刷できます

(手書方式) 厚生労働省のホームページより白紙用紙をダウンロードし、手書します

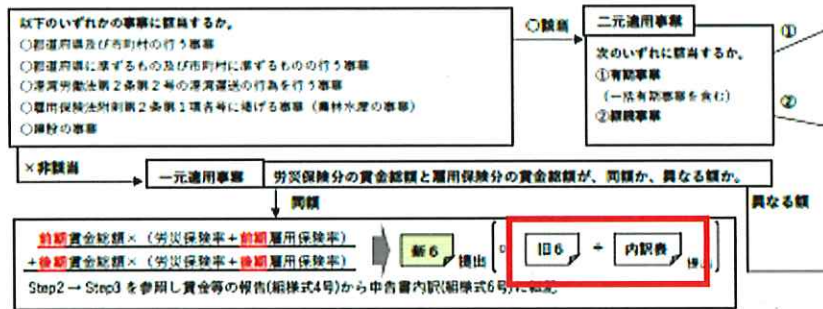
※労働局からのお知らせは総コン利用事務組合以外の様式のため、総コンで打ち出される帳票とは違います

詳しくは、年明けに賃等報告の記入例と一緒にお知らせいたします

令和4年10月1日以降に保険関係が消滅した事業の申告書内訳の書き方

【労働保険事務組合用】

Step 1: フローチャートで計算方法と提出物を確認



Step 2: 賃金等の報告(組様式4号)を確認

新6 を用いて二元適用事業の労災保険にかかる保険料を申告する場合

Step 3: 申告書内訳(組様式6号)作成

賃金等の報告(組様式4号)の色割みの数字を、内訳表の同じ色割みの場所に転記

Step 4: 申告書内訳(組様式6号)作成

賃金等の報告(組様式4号)の色割みの数字を申告書内訳の同じ色割みの場所に転記

従前の計算方法から変更なし。 従前の申告書内訳(旧組様式6号)使用可 提出

or 新組様式6号を使用する場合 Step2 → Step4 参照 新6 提出

労災保険と雇用保険を別々の申告書でそれぞれの保険料を申告する。

・労災保険に係る労働保険料
 労災保険分の過年度賃金総額 × 労災保険率

・雇用保険に係る労働保険料

$$\text{雇用保険分の前期賃金総額} \times \text{前期雇用保険率} + \text{雇用保険分の後期賃金総額} \times \text{後期雇用保険率}$$
 Step2 → Step3を参照し賃金等の報告(組様式4号)から申告書内訳(組様式6号)に転記

or 新組様式6号を使用する場合 Step2 → Step4 参照 新6 提出

or 旧6 + 内訳表 提出

新6 提出 or 旧6 + 内訳表 提出

新6 提出 or 旧6 + 内訳表 提出

新6 賃金等の報告(組様式4号)の色割みの数字を申告書内訳の同じ色割みの場所に転記

労災保険 ②保険料: A-D	雇用保険 ①一般保険料: E-G
A: ②×③の額 (1円未満の端数は切り捨てない)	E: ②×①の額 (1円未満の端数は切り捨てない)
B: ②×④の額 (1円未満の端数は切り捨てない)	F: ②×①の額 (1円未満の端数は切り捨てない)
C: A + Bの額 (1円未満の端数は切り捨てない)	G: E + Fの額 (1円未満の端数は切り捨てない)
D: ②×⑤の額 (1円未満の端数は切り捨てない)	

【③標準保険料 (15人以下/16人以上:1)】
 C + D + Gの額を④常用労働者数(雇用保険のみ成立している場合は②被保険者数)に基づき、15人以下であればHに、16人以上であればIに記載する。

＜注意事項＞
 ✓ 一般給付金の計算方法は、従前どおり、労災保険分の過年度賃金総額 × 一般給付率です。
 一元適用事業の申告書では、労災保険分の賃金総額と一般給付金の賃金総額とが一致しない場合があります。
 ✓ 一般の労働者の労災保険料と雇用保険料を別々に計算した場合、「1円」の差額が発生することがあります。
 このような場合は、労災保険分に「1円」を加算してください。

旧6 賃金等の報告(組様式4号)と内訳表の色割みの数字を申告書内訳の同じ色割みの場所に転記